

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>・ 該当箇所 令和8年度「国立公園満喫プロジェクト」推進業務に関する提案書作成・審査要領（別添3） I 提案書作成要領 1.提案書の構成及び作成方法 令和8年度「国立公園満喫プロジェクト」推進業務に係る提案書（別添4） 令和8年度「国立公園満喫プロジェクト」推進業務に関する提案書の評価基準表（別添5）</p> <p>・ 質問事項 仕様書項目「2（7）有識者会議委員による現地調査及び助言の実施」の項目に関する記述がないように見受けられます。追記した版をご共有いただくこと可能ですでしょうか。</p>	<p>「2（7）有識者会議委員による現地調査及び助言の実施」に関しては評価対象としないため、別添3～5に追記はございません。</p>
2	<p>・ 該当箇所 令和8年度「国立公園満喫プロジェクト」推進業務仕様書（別添2） 2.業務内容（6）有識者会議の開催</p> <p>・ 質問事項 パソコンの手配に関する記載が、昨年度仕様書と比較すると追加されているように思われますが、その使用目的は以下のいずれかという理解で正しいでしょうか。 本業務の請負事業者が操作する有識者会議の配信用パソコン 本業務の請負事業者が操作する有識者会議資料の投影用パソコン</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
3	<p>・ 該当箇所 令和8年度「国立公園満喫プロジェクト」推進業務仕様書（別添2） 2.業務内容（5）取組方針及びステップアッププログラムの成果取りまとめ</p> <p>・ 質問事項 「推進に必要な情報収集」との記載がございますが、ここでいう「推進に必要な情報」とは、各公園における取組状況や進捗等を把握するための情報を指すとの理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>